

令和6年度更新の鳥獣保護区 特別保護地区の概要

令和6年9月3日
兵庫県環境部自然鳥獣共生課

書写山特別保護地区の 再指定について

書写山鳥獣保護区 書写山特別保護地区の再指定について

1 特別保護地区の概要

(1)特別保護地区の名称…書写山特別保護地区

(2)特別保護地区の指定区分…**身近な鳥獣生息地**

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保・創出するため、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するために指定される。

(3)特別保護地区の指定目的

当特別保護地区は、姫路市の北西に位置しており、**書写山円教寺境内林**である。

森林は、シイ、コナラ、カシ、クヌギ等野鳥が好む「実のなる木」が群生しており、**小型の獣類はもとより、野鳥の生息の最適地**である。

なお、円教寺の建物周辺など一部はスギ、ヒノキ人工林である。

鳥類は、シジュウカラ、キビタキ、エナガ、イカル、アオゲラ、フクロウ等数多い種が生息している。夏には種の保全状況評価要注目種のオオルリ、秋には環境省レッドリスト準絶滅危惧種のハチクマ・オオタカなど渡り鳥の渡来地である。

このため、当地区を特別保護地区に指定し、当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るものである。

書写山鳥獣保護区 書写山特別保護地区の再指定について

(4)特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 38ha (林野36ha、その他2ha)

(5)特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで(10年間)

※1 鳥獣保護管理法上は20年以内となっているが、国や他府県同様に本県でも通常10年を指定期間としている。

※2 当初指定 昭和59年（法施行時）以降順次10年毎に再指定

※3 現在の指定期間 H26年11月1日～H36年10月31日

(6)特別保護地区の指定目的

<鳥獣保護区の規制>

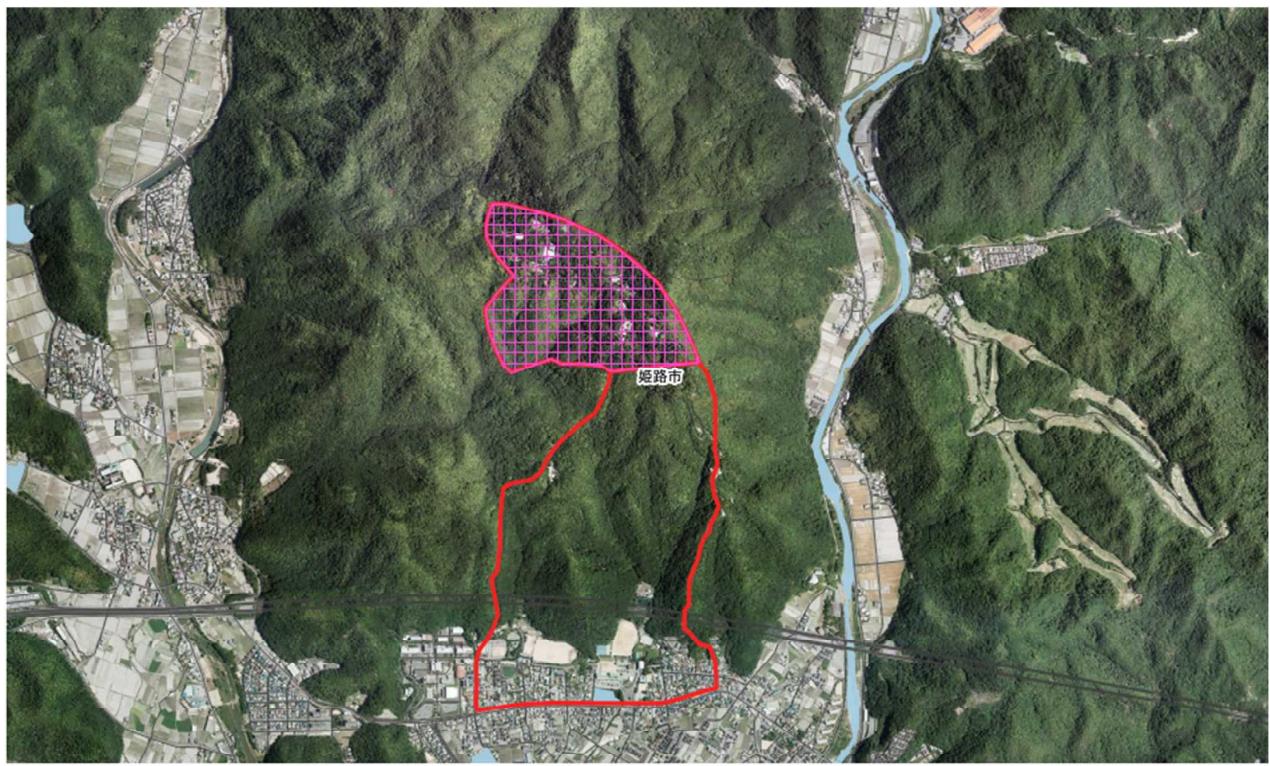
- ① 区域内での鳥獣の捕獲は禁止。
- ② 県知事が区域内の立木竹に巣箱、給水、給餌施設等を設けることを土地所有者は拒否できない。

<特別保護地区の規制>

- ① 水面の埋立、干拓
- ② 立木竹の伐採
- ③ 建築物その他の工作物の新築、改築、増築

[一定以上例：総面積1ha以下の埋立、干拓や単木抾伐、数比20%以下の間伐、下刈り・除伐など（施行規則第22条）]

書写山特別保護地区の概要 ①区域図

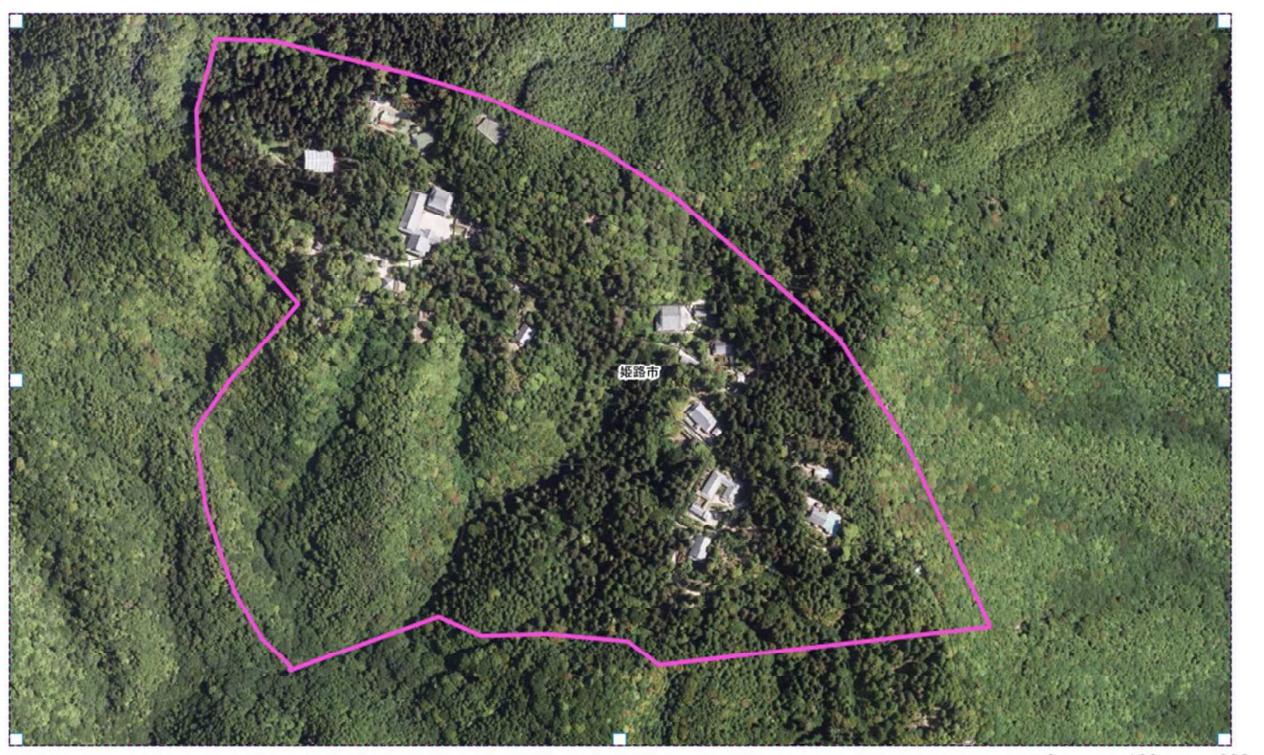


背景図は国土地理院航空写真

0 500 1000 m

- 鳥獣保護区
- 特別保護地区

書写山特別保護地区の概要 ②区域図（拡大）



背景図は国土地理院航空写真

0 100 200 m

- 特別保護地区

書写山鳥獣保護区 書写山特別保護地区の再指定について

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1)保護管理方針

ア **現場巡視**、鳥類の飛来状況のモニタリング調査等を通じて、区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことの無いよう留意する。

イ 採餌又は休憩時の鳥類を驚かすような人の不用意な行動など鳥類の生息への影響を防止するため、**現場巡視**等に取り組む。

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1)当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当特別保護地区は、姫路市の北西に位置しており、**書写山円教寺境内林**である。

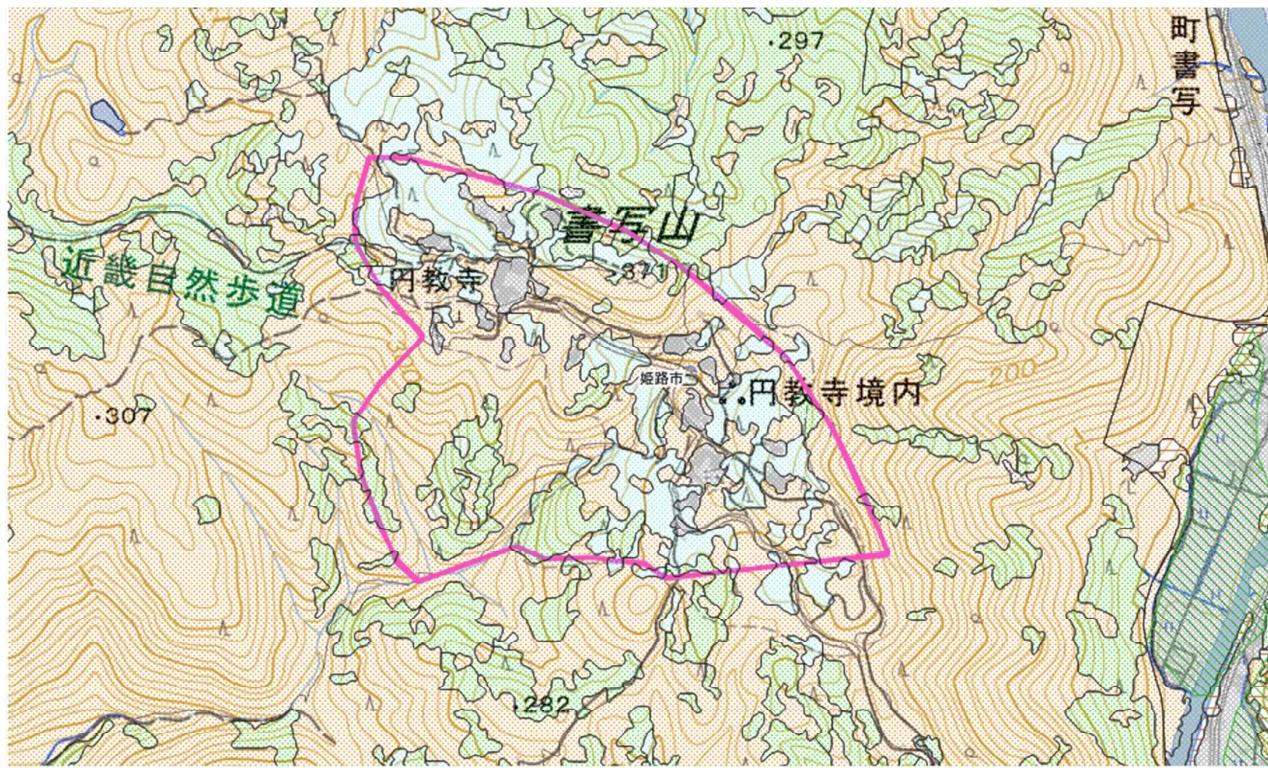
イ 地形、地質等

書写山は、西播丘陵低山のひとつであり、標高371メートルである。

ウ 植物相の概要

森林は、シイ、コナラ、カシ、クヌギ等野鳥が好む「**実のなる木**」が群生しており、小型の獣類はもとより、野鳥の生息の最適地である。

書写山特別保護地区の概要 ③植生



背景図は国土地理院淡色地形図

■ 特別保護地区 ■ 農振農用地 ■ スギ ■ 広葉樹
■ ヒノキ ■ その他

書写山鳥獣保護区 書写山特別保護地区の再指定について

工 動物相の概要

鳥類は、シジュウカラ、キビタキ、エナガ、イカル、アオゲラ、フクロウ等数多い種が生息している。夏には種の保全状況評価要注目種のオオルリ、秋には環境省レッドリスト準絶滅危惧種のハチクマ・オオタカなど渡り鳥の渡来地である。

書写山鳥獣保護区 書写山特別保護地区の再指定について

(2)生息する鳥獣類

〈鳥類〉

目名	科名	種名
タカ	タカ ハヤブサ	トビ、ハチクマ、オオタカ ハヤブサ
ハト	ハト	キジバト
フクロウ	フクロウ	フクロウ
キツツキ	キツツキ	アオゲラ・コゲラ
ツバメ	ヒバリ	ヒバリ
スズメ	ツバメ	ツバメ
	ヒヨドリ	ヒヨドリ
	モズ	モズ
	ヒバリ	ヒバリ
	セキレイ	キセキレイ・セグロセキレイ
	ウグイス	ウグイス
	ヒタキ	キビタキ・オオルリ
	カササギヒタキ	サンコウチョウ
	エナガ	エナガ
	シジュウカラ	シジュウカラ
	メジロ	メジロ
	ホオジロ	ホオジロ
	アトリ	カワラヒワ・イカル
ムクドリ	ムクドリ	ムクドリ
カラス	カラス	カケス・ハシボソガラス・ハシブトガラス

・アンダーラインは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣

書写山鳥獣保護区 書写山特別保護地区の再指定について

〈獣類〉

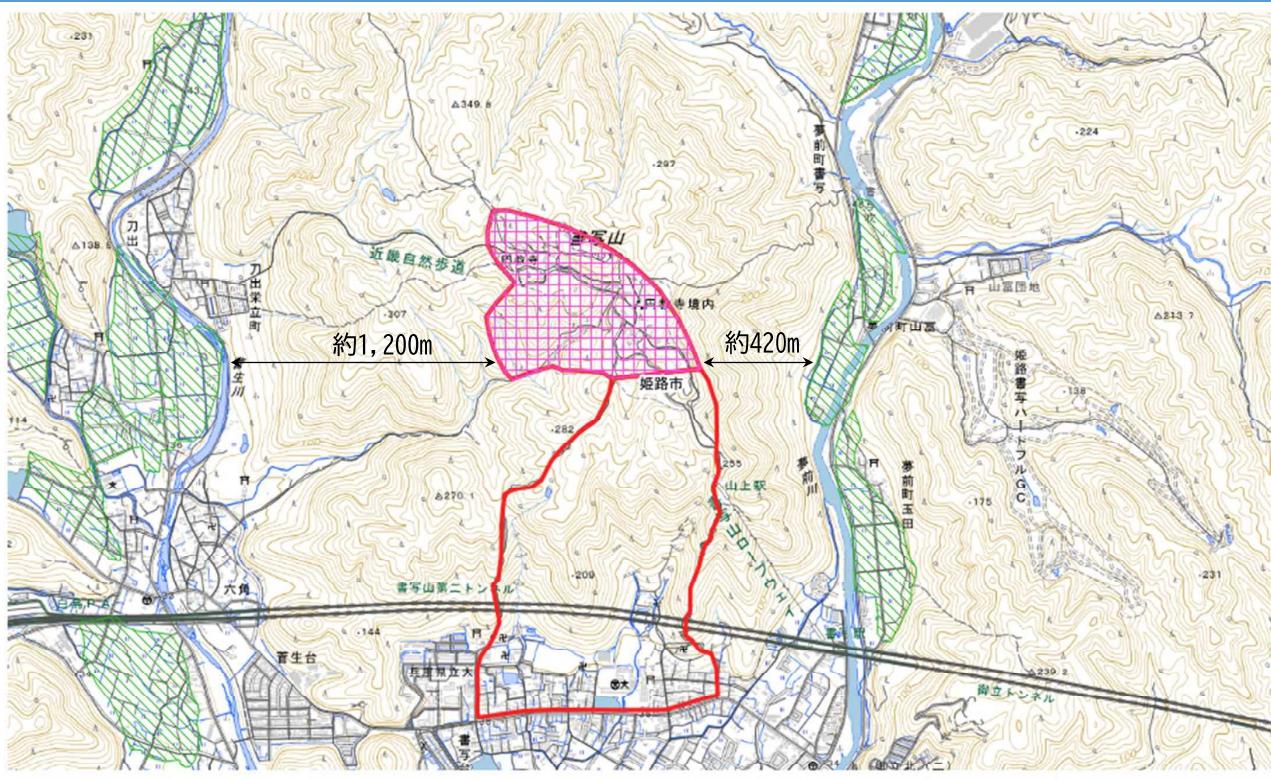
目名	科名	種名
ウシ	シカ	ニホンジカ
	イノシシ	イノシシ
ネコ	イヌ	タヌキ・キツネ
	イタチ	テン・イタチ・アナグマ
ネズミ	リス	ニホンリス
	ネズミ	ハタネズミ
モグラ	トガリネズミ	カワネズミ
	モグラ	ヒミズ
ウサギ	ウサギ	ノウサギ

-アンダーラインは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣

(3)当該地域の農林水産物の被害状況

農林業被害は発生していない

書写山特別保護地区の概要 ④農地からの距離



背景図は国土地理院淡色地形図

■ 鳥獣保護区 ■ 農振農用地
■ 特別保護地区

書写山鳥獣保護区 書写山特別保護地区の再指定について

4 存続期間更新（事務局案）

姫路市の北西に位置する書写山円教寺境内林であり、シイ、コナラ、カシ、クヌギ等野鳥が好む「実のなる木」が群生していて、小型の獣類はもとより、野鳥の生息の最適地である。

鳥類は、シジュウカラ、キビタキ、エナガ、イカル、アオゲラ、フクロウ等数多い種が生息している。夏には種の保全状況評価要注目種のオオルリ、秋には環境省レッドリスト準絶滅危惧種のハチクマ・オオタカなど渡り鳥の渡来地である。

このため、**今後とも当区域の環境を維持し、当該地域に生息する鳥獣及び生息地の保護を図ることが必要であることから再指定する。**

5 鳥獣保護区特別保護地区再指定に関する今後の処理

日付	内 容
9月3日（本日）	環境審議会に諮問
9月末	環境省へ届出
10月末	県公報にて告示

※縦覧公告、利害関係者等への意見紹照会は実施済み（反対意見等なし）

資料2-2

城崎特別保護地区の 再指定について

城崎鳥獣保護区 城崎特別保護地区の再指定について

1 特別保護地区の概要

(1)特別保護地区の名称…**城崎特別保護地区**

(2)特別保護地区の指定区分…**森林鳥獣生息地**

森林に生息する鳥獣の保護を通して、**地域の生物多様性の確保**にも貢献する地域

(3)特別保護地区の指定目的

当特別保護地区は、兵庫県北部の豊岡市城崎町に位置しており、7割が民有林、3割が公有林である。

森林は、天然性の広葉樹が大半で、スギ、ヒノキ人工林が混在する。

大部分が**水源かん養保安林**に指定されている。また、**山陰海岸国立公園**に含まれており、**城崎温泉の背景緑地**になっている。

鳥類は、カケス、ホオジロ、シジュウカラ等の数多い種が生息し、サンコウチョウ、オオルリ、ヤイロチョウ等の春秋の渡り鳥の中継、休養地にもなっている。

このため、当地区を特別保護地区に指定し、当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るものである。

城崎鳥獣保護区 城崎特別保護地区の再指定について

(4)特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 72ha (林野)

(5)特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで (10年間)

※1 鳥獣保護管理法上は20年以内となっているが、国や他府県同様に本県でも通常10年を指定期間としている。

※2 当初指定 昭和39年（法施行時）以降順次10年毎に再指定

※3 現在の指定期間 H26年11月1日～H36年10月31日

(6)特別保護地区の指定目的

<鳥獣保護区の規制>

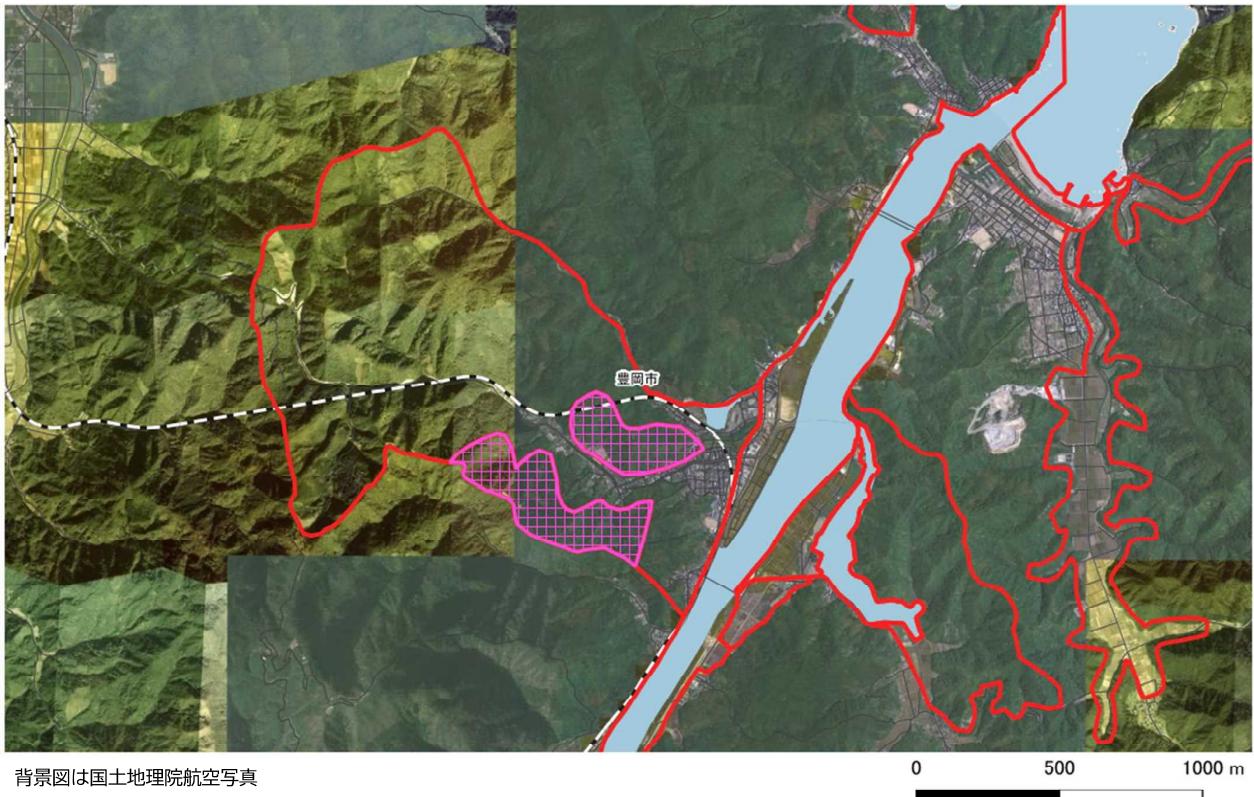
- ① 区域内での鳥獣の捕獲は禁止。
- ② 県知事が区域内の立木竹に巣箱、給水、給餌施設等を設けることを土地所有者は拒否できない。

<特別保護地区の規制>

- ① 水面の埋立、干拓
- ② 立木竹の伐採
- ③ 建築物その他の工作物の新築、改築、増築

〔一定以上例：総面積1ha以下の埋立、干拓や単木択伐、数比20%以下の間伐、下刈り・除伐など（施行規則第22条）〕

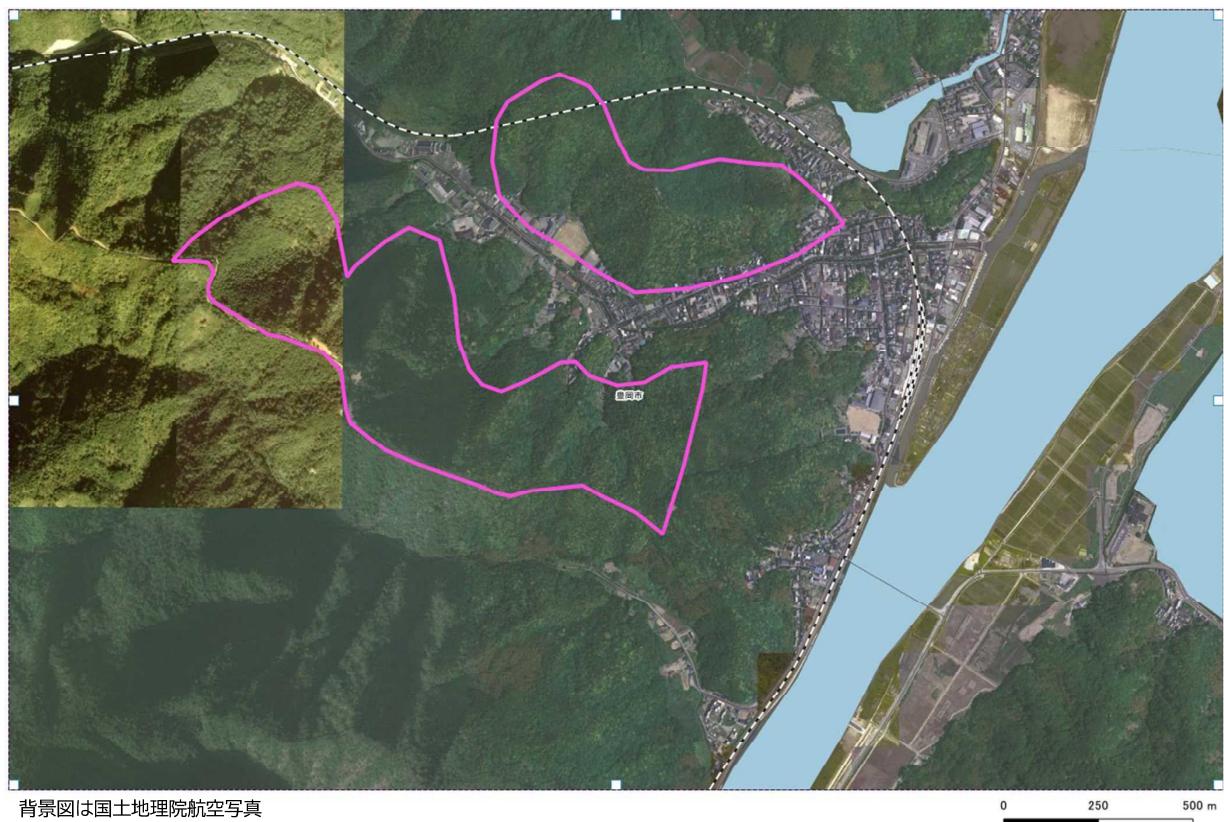
城崎特別保護地区の概要 ①区域図



背景図は国土地理院航空写真

- 鳥獣保護区
- 特別保護地区

城崎特別保護地区の概要 ②区域図



背景図は国土地理院航空写真

- 特別保護地区

城崎鳥獣保護区 城崎特別保護地区の再指定について

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

ア 現場巡視、鳥類の飛来状況のモニタリング調査等を通じて、区域内の生息環境の把握に努め、鳥類の安定的な生息に支障が及ぶことの無いよう留意する。

イ 当地域は、地域住民の生活圏に隣接しており、鳥類の生息環境の保全に十分な配慮がなされるように、地元自治体や関係機関との調整を図る。

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当特別保護地区は、兵庫県北部の豊岡市城崎町の北に位置している。

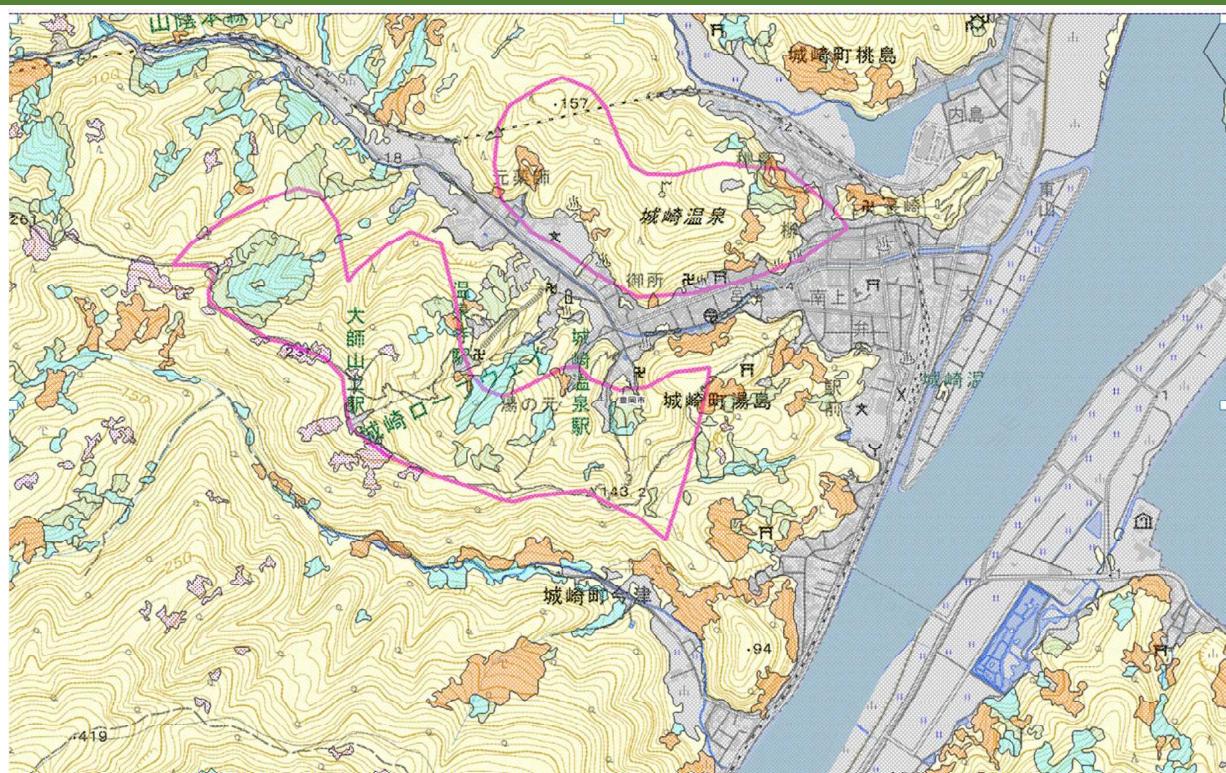
イ 地形、地質等

城崎温泉の背景緑地になっており、大部分が水源かん養保安林に指定されている。

ウ 植物相の概要

森林は、天然性の広葉樹に恵まれている。

城崎特別保護地区の概要 ③植生



城崎鳥獣保護区 城崎特別保護地区の再指定について

工 動物相の概要

鳥類は、カケス、ホオジロ、シジュウカラ等の数多い種が生息し
サンコウチョウ、オオルリ、ヤイロチョウ等の春秋の渡り鳥の中継、
休養地にもなっている。

城崎鳥獣保護区 城崎特別保護地区の再指定について

(2)生息する鳥獣類

〈鳥類〉

目名	科名	種名
カツブリ	カツブリ	カツブリ
カツオドリ	ウ	カワウ
コウノトリ	サギ	ヨシゴイ・ゴイサギ・ダイサギ・チュウサギ・コサギ
タカ	タカ	ミサゴ・ハチクマ・トビ・ <u>オオタカ</u> ・ツミ・ハイタカ・ノスリ・ <u>サシバ</u> ・ <u>クマタカ</u> ・ハイイロチュウヒ
	ハヤブサ	ハヤブサ、チョウゲンボウ
キジ	キジ	ヤマドリ・キジ
チドリ	シギ	ヤマシギ・タシギ
ハト	ハト	キジバト・アオバト
フクロウ	フクロウ	アオバズク・フクロウ
ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン・カワセミ
	ヤツガシラ	ヤツガシラ
キツツキ	キツツキ	アオゲラ・アカゲラ・コゲラ

・アンダーラインは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣

城崎鳥獣保護区 城崎特別保護地区の再指定について

(2)生息する鳥獣類

目名	科名	種名
スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ
	ヒバリ	ヒバリ
	ツバメ	ツバメ・コシアカツバメ・イワツバメ
	セキレイ	キセキレイ・ハクセキレイ・セグロセキレイ・ビンズイ・タヒバリ
	サンショウクイ	サンショウクイ
	ヒヨドリ	ヒヨドリ
	モズ	モズ
	カワガラス	カワガラス
	ミソサザイ	ミソサザイ
	ツグミ	ルリビタキ・ジョウビタキ・ノビタキ・イソヒヨドリ・トラツグミ・クロツグミ・シロハラ・ツグミ
	ウグイス	ヤブサメ・ウグイス・オオヨシキリ・センダイムシクイ・キクイタダキ・セッカ
	ヒタキ	キビタキ・オオルリ・コサメビタキ
	カササギヒタキ	サンコウチョウ
	エナガ	エナガ
	ツリスガラ	ツリスガラ
	シジュウカラ	コガラ・ヒガラ・ヤマガラ・シジュウカラ
	メジロ	メジロ
	ホオジロ	ホオジロ・カシラダカ・ミヤマホオジロ・アオジ・クロジ
	アトリ	アトリ・カワラヒワ・マヒワ・ベニマシコ・ウソ・イカル・シメ
	ハタオリドリ	スズメ
	ムクドリ	ムクドリ
	カラス	カケス・ハシボソガラス・ハシブトガラス

城崎鳥獣保護区 城崎特別保護地区の再指定について

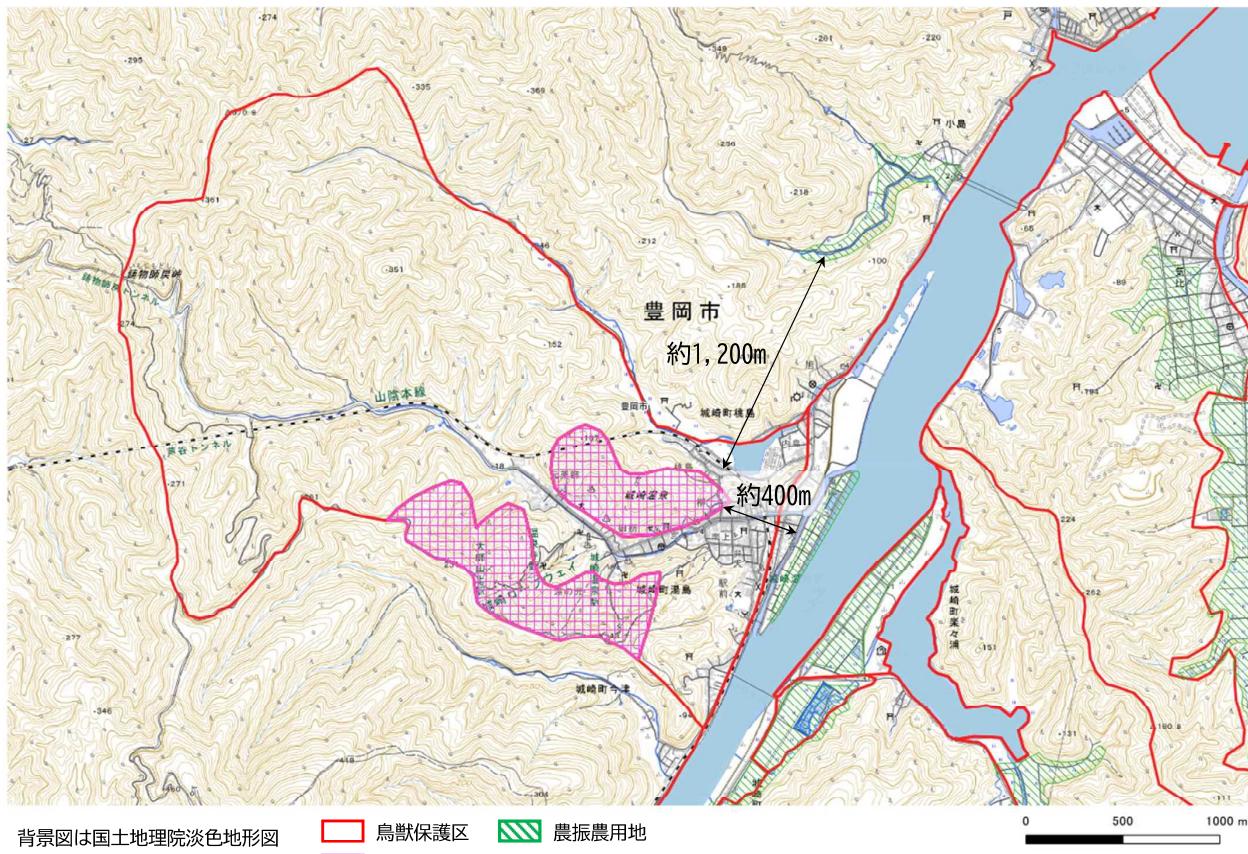
〈獣類〉

目名	科名	種名
モグラ	トガリネズミ	カワネズミ・ジネズミ
モグラ	モグラ	ヒミズ・コウベモグラ
サル	オナガザル	ニホンザル
ネコ	イヌ	タヌキ・キツネ
	イタチ	テン・イタチ・アナグマ
	クマ	ツキノワグマ
ネズミ	リス	ニホンリス
	ネズミ	スミスネズミ・ハタネズミ・カヤネズミ・アカネズミ・ヒメネズミ
ウサギ	ウサギ	ノウサギ

(3)当該地域の農林水産物の被害状況

当特別保護地区内に農地はないが、当特別保護地区が位置する豊岡市内において、ニホンジカ、イノシシなどによる農林水産被害が発生している。（稻、豆類、穀類、野菜、イモ類など）

城崎特別保護地区の概要 ④農地からの距離



城崎鳥獣保護区 城崎特別保護地区の再指定について

4 存続期間更新（事務局案）

豊岡市城崎町の城崎温泉の背景緑地であり、山陰海岸国立公園に含まれる天然性の広葉樹林であって、大部分が水源かん養保安林に指定されている。

鳥類は、カケス、ホオジロ、シジュウカラ等の数多い種が生息し、サンコウチョウ、オオルリ、ヤイロチョウ等の春秋の渡り鳥の中継、休養地にもなっている。

引き続き、**当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るために、当地区を特別保護地区に再指定する。**

5 鳥獣保護区特別保護地区再指定に関する今後の処理

日 付	内 容
9月3日（本日）	環境審議会に諮問
9月末	環境省へ届出
10月末	県公報にて告示

※縦覧公告、利害関係者等への意見照会は実施済み（反対意見等なし）

〔参考：鳥獣保護管理法（抜粋）〕

【第4条】

第1項～第3項 省略

第4項 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようと
するときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）
第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議
制機関」という。）の意見を聴かなければならない。

【第29条】

第1項 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護
又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護
地区として指定することができる。

第4項 第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知
事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあっては、特別保護地区
の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）（中略）について
準用する。

この場合において、第十二条第四項中「環境大臣に届け出なければ」と
あるのは「特別保護地区の存続期間の終了後引き続き当該特別保護地区的
区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合又は特別保護地区的
存続期間を延長する場合にあっては環境大臣に届け出、これら以外の場合
にあっては環境大臣に協議しなければ」と（中略）読み替えるものとする。